

資 料 1（平成 19 年 8 月策定時）

「かながわ教育ビジョン」づくりに向けて、平成 17 年 11 月の第 1 回
かながわ人づくりフォーラムでの「かながわ人づくり宣言」をきっかけ
に始められた「県民論議」、それを踏まえて県教育委員会がいただいた
「提言」や、「県民意見募集」などを中心に、県民の皆様とともに進めて
きた取組みの記録や資料などを整理しました。

1 教育ビジョン策定時の状況に関する参考資料	・ ・ ・ 1
2 「かながわ教育ビジョン」の策定過程	・ ・ ・ 10
3 かながわ人づくり宣言	・ ・ ・ 12
4 教育ビジョンづくりに向けた県民論議の展開	・ ・ ・ 13
(1) かながわ人づくりフォーラム	・ ・ ・ 13
(2) ワークショップ	・ ・ ・ 16
(3) 教育イベント	・ ・ ・ 18
(4) 県民論議の全体的な状況	・ ・ ・ 19
5 かながわの教育ビジョンに関する提言	・ ・ ・ 20
6 教育ビジョンの策定基本方針	・ ・ ・ 22
7 県民意見募集、意見交換などの展開	・ ・ ・ 24
(1) 広報の実績	・ ・ ・ 24
(2) 骨子案に対する意見募集	・ ・ ・ 24
(3) 素案に対する県民意見募集	・ ・ ・ 24
(4) 様々な主体との意見交換	・ ・ ・ 24
参考 「神奈川の教育の流れ（昭和 20 年～平成 19 年）」	・ ・ ・ 25

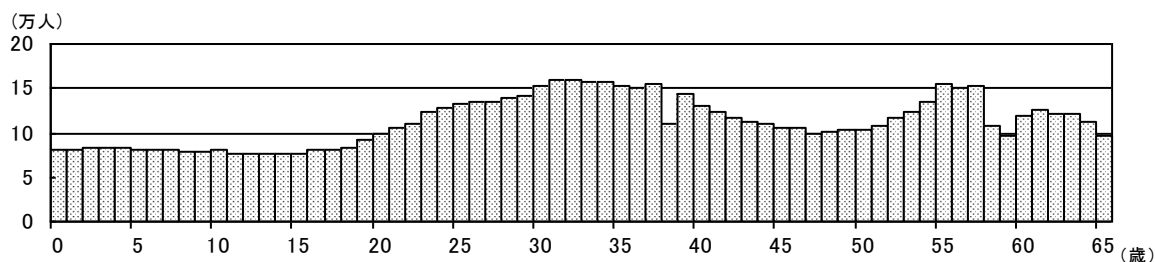
1 教育ビジョン策定時の状況に関する参考資料

1 社会状況の変化

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

かながわの人口は全国よりも遅く 2019 年をピークに、減少に転ずることが予測されています。また、少子化の進行、高齢化の加速により、今後の人口構造に大きな変化が見込まれています。

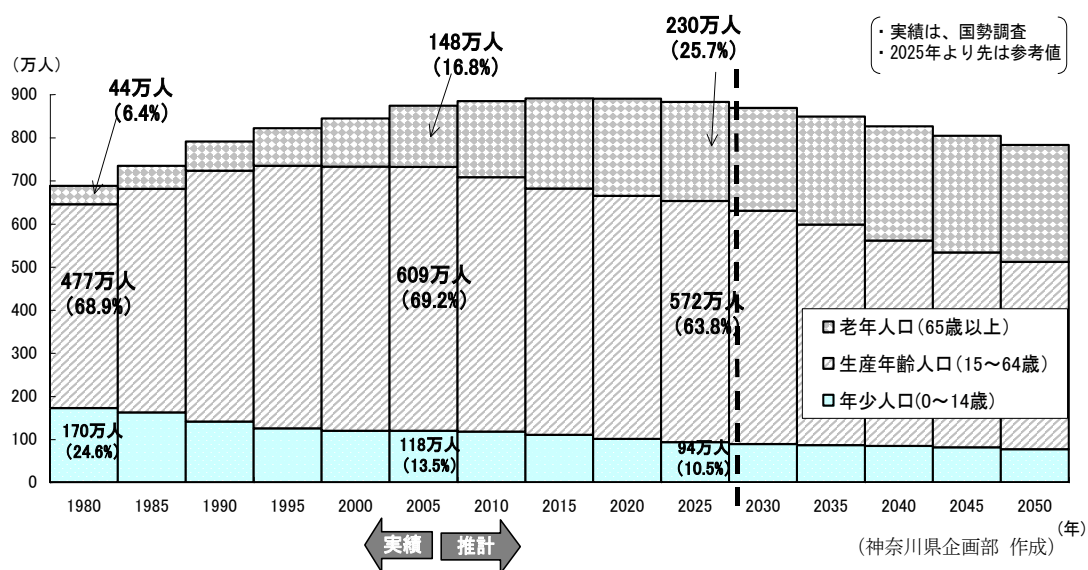
図 1 年齢別神奈川県人口



年少人口は次第に減少し、2005 年の 118 万人が 2025 年には 94 万人程度になると予測されています。

一方、老年人口は、団塊の世代*をはじめ、高度経済成長期に本県に転入してきた世代の高齢化が進行することから、全国を上回るスピードで増加し、2005 年の 148 万人が 2025 年に約 230 万人と、約 1.6 倍になると予測されています。

図 2 年齢 3 区分別人口（県の人口推計）



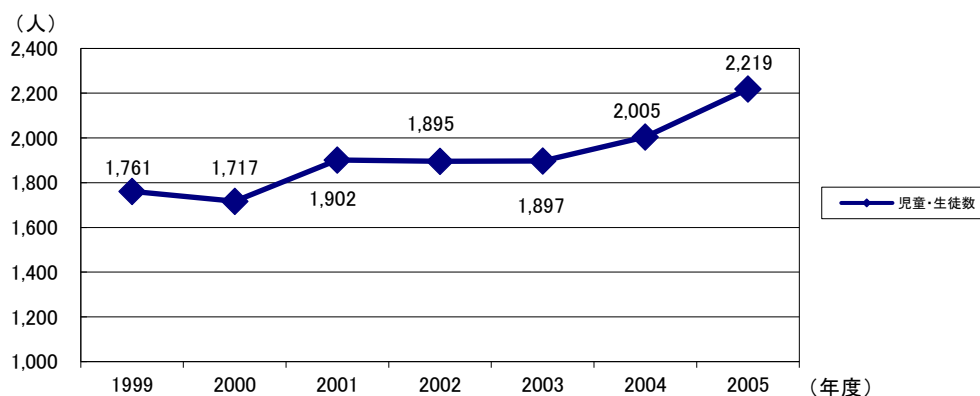
平成 17 年 1 月 1 日現在（神奈川県企画部「神奈川県年齢別、男女別人口」（平成 17 年）より作成）

(2) 国際化と情報化の進展

社会はボーダレス化*が進み、人やモノが国境を越えて、自由に移動するようになってきました。日常的な生活の場面でも、多様な文化や価値観を認め合っていく必要があります。

外国籍県民の増加、定住化が進む中で、学校でも外国につながるのある子どもたちが増えています。

図3 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況（神奈川県）



（文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」より作成）

また、情報化が急速に進み、大人も子どもも疑似的（バーチャル）な体験の中で過ごす機会が、以前より多くなりました。直接的な人と人とのかかわりは減り、これまでは他の人と実際にかかわらなければ済まなかったことでも、インターネットや携帯電話などを用いることで、代替できることが多くなりました。その結果、生活の中で人と人のかかわり方も、変化してきていると考えられます。

表1 都道府県別情報化指標

都道府県	携帯インターネット人口普及率(%) ※1	順位	携帯電話・PHS契約数人口比(%) ※2	順位
東京都	49.8	1	115.2	1
奈良県	48.8	2	63.1	19
香川県	48.3	3	71.5	8
神奈川県	44.0	4	69.5	10
埼玉県	43.9	5	64.4	16

※1 携帯インターネット＝インターネットに接続できる携帯電話から、インターネット、メール又はウェブアクセス利用目的での利用者数を調査回答者数で除した数値。（平成17年1月～3月の調査結果）

※2 都道府県別携帯電話・PHS契約数（平成16年12月末現在）を住民基本台帳（平成16年3月31日現在）に基づく都道府県別人口で除した数

（総務省「平成17年版情報通信白書」より作成）

(3) 産業・就業構造の変化

産業構造の転換がさらに進み、多様な働き方が広がる中で、若者の勤労観・職業観や企業の雇用形態も変化しています。そうした中で、多様な能力を生かして活躍できる機会が広がる一方、フリーター*などのような非正規雇用の割合も高まり、所得格差の拡大が懸念されています。

新規学卒者の雇用環境は好転しているものの、15～34歳の完全失業率は、他の年代と比べて高い水準にあります。

また、若年層の無業者（いわゆるニート*）の増加が社会問題化しています。

図4 フリーターの数（全国）

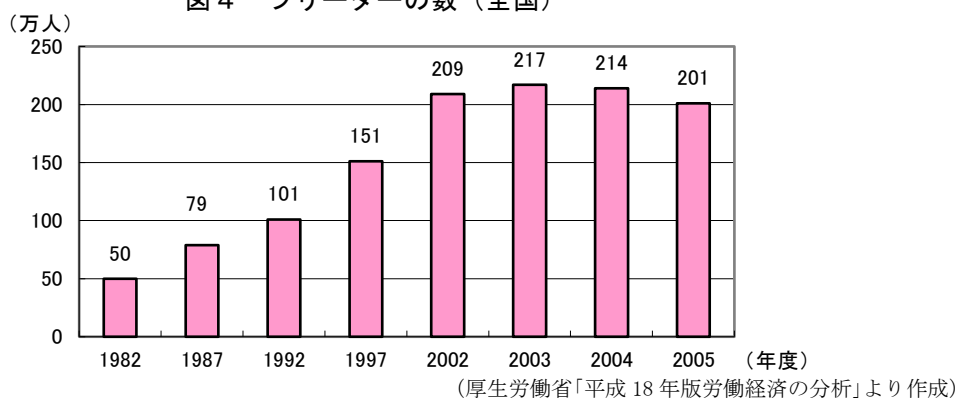


図5 神奈川県内の年齢階層別完全失業率の推移

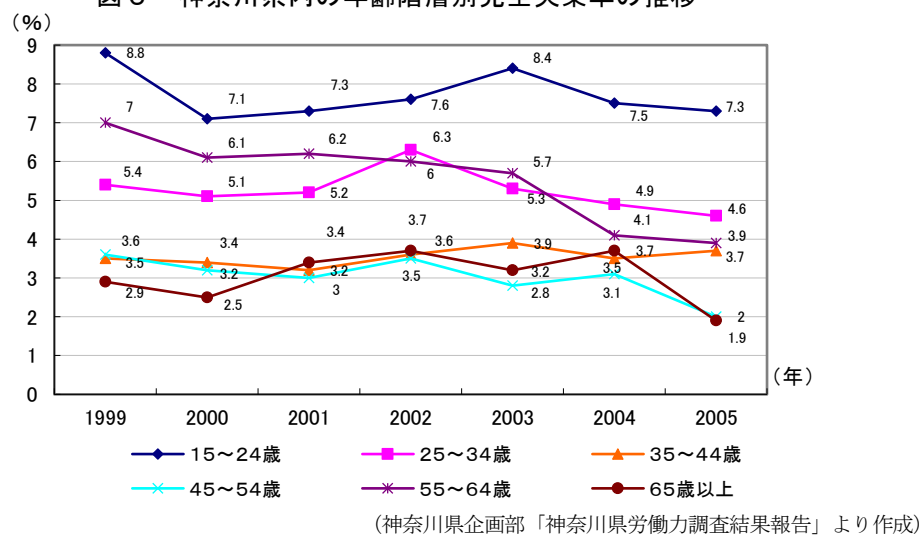
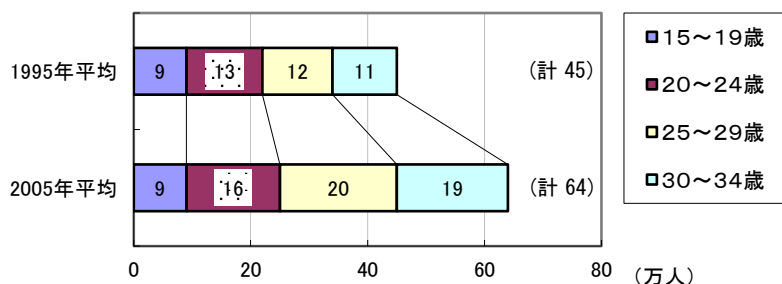


図6 若年層の無業者（いわゆるニート）数の推移（全国）



(4) 地方分権改革の進展

「地域でできることは地域で」行うことを基本に、地方分権改革を推進する取組みが進められています。市町村への権限移譲や市町村合併が進むとともに、県域を越えた広域行政課題へ対応するために、自治体間の連携も進められています。

こうした中で、教育委員会のあり方など、教育に関する国と地方のあり方についても、様々な論議が広がっています。

(5) 多様な主体との協働・連携の拡大

県民ニーズの多様化に伴い、かながわでは、全国的にみても多くの人々が、ボランティアやNPO法人*等の活動を通して、地域の課題に自発的・主体的に取り組んでいます

企業においても、地域や社会に対して積極的に役割や責任を果たすことで、企業価値を高めようとする動きも出てきています。

現代社会の困難な課題を解決に向かわせるには、行政やそこに暮らす人々はもとより、このように自発的・主体的に取り組む人々や企業の力を結集するなど、多様な主体が協働・連携を拡大しながら、新たな公共の役割を担っていくことへの期待が高まっています。

表2 特定非営利活動促進法に基づく認証数

順位	所轄庁名	認証数 (累計)	全国に占める割合 (%)
1	東京都	5,178	17.7
2	大阪府	2,173	7.4
3	神奈川県	1,780	6.1
4	北海道	1,168	4.0
5	兵庫県	1,030	3.5
	全国計	29,203	100

平成10年12月1日から平成18年10月31日累計
(内閣府「特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等」(平成18年)より作成)

2 教育をめぐる現状と課題

(1) 子どもの思いと育ちの姿

子どもたちは、いつの時代にあっても、常に大きな可能性に満ちた存在です。自分に自信がもてれば、新たなことに興味・関心を抱き、積極的に周囲にはたらきかけ、多くのことを吸収し、自分のものにしていくことができます。これは、まわりの大人のかかわり方や社会のあり様から、大きな影響を受けやすい存在ということでもあります。

平成17年度の神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」によると、大人から見た子どもの印象と、子どもが自分自身をどう思うかについては、その意識に大きな差があります。たとえば、「ねばり強さがある」や「社会に役立とうとする心や公共心がある」などの項目では、大人が感じている以上に、子どもたちは前向きな思いを抱いています。

子どもたちの表面的な言動に、とすると大人は目を向けがちですが、子どもの内面にある思いや願いへの理解をもっと深める必要があります。また、子どもたちは、乳幼児から小・中・高校生と成長していくに従い、まわりの人たちや社会とのかかわりを通して、自分づくりをしていきます。その過程で、多くの課題に直面し、様々な悩みをもちながら、自らを見つめ直していくものです。

こうした過程は、子どもたちにとって自然なことであり、それを乗り越えて、自分らしく生きる力を培うことに対する支援が、周囲の大人には求められているのです。

(課題) 子ども一人ひとりの思いと育ちの姿を、家庭、地域、学校などのまわりの大人がしっかりと見つめ、心の通い合う関係を築きながらかかわっていくことが重要です。

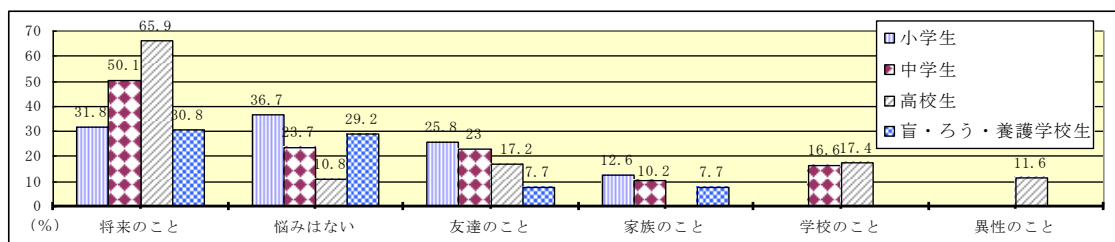
表3 最近の子どもの印象、自分自身をどう思うか

(「そう思う」(大人は + 「どちらかというと思う」) 一部抜粋) (単位: %)

項 目	教員	保護者	学校評議員	小学生	中学生	高校生
明るく元気である	88.8	72.8	68.4	60.4	54.8	52.6
自分らしさを持っている	56.1	62.2	40.0	51.8	51.3	54.4
やさしさや思いやりがある	60.5	64.5	43.5	33.7	34.2	41.1
ねばり強さがある	14.4	29.6	12.2	44.3	34.1	35.1
自分一人で選択や判断ができる	12.8	35.5	15.6	37.0	33.7	39.4
社会に役立とうとする心や公共心がある	26.4	34.1	23.9	64.9	58.5	47.7
社会のルールやマナーを守っている	45.2	59.2	33.6	40.5	45.7	51.5
食事や睡眠など生活が規則正しい	29.1	35.3	9.1	29.0	25.2	27.0

(神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」(平成17年度)より作成)

図7 悩んでいること（上位5項目、複数回答）



（神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」（平成17年度）より作成）

振り返って、今の子どもたちを見ると、自己肯定感をもてなかったり、友だちなどと人間関係が上手く築けなかったりする子がいます。また、将来や友だちのことなどで、様々な悩みやストレスを抱えている子や、学習意欲を失っている子などもあります。

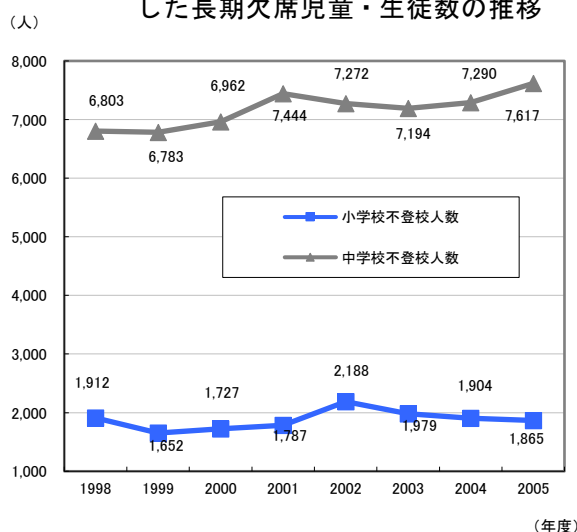
さらに、不登校やいじめなどは減らず、人格や生命の尊厳を傷つける程までに深刻化するものもあり、事態は極めて厳しい状況にあります。また、学校生活になじめず、中途退学をする者もいます。

一方、子どもたちの体力や運動能力は低下傾向にあり、食生活の乱れや肥満傾向にある子どもも増えています。

人づくりを考える上では、このような子どもの深刻な状況にも適切に対応していくことが求められています。

（課題） 子ども一人ひとりが抱える、いじめをはじめとする様々な課題に対して、柔軟で迅速かつ適切に対応できる、組織的な体制づくりが必要です。

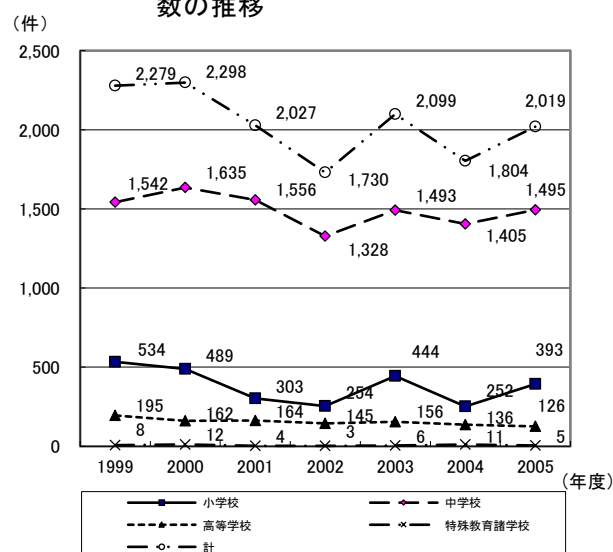
図8 神奈川県内の不登校を理由とした長期欠席児童・生徒数の推移



※国立・公立・私立のすべての小中学校における推移
※長期欠席児童・生徒とは、各年度の間に30日以上欠席した児童等

（神奈川県企画部「神奈川県学校基本調査」より作成）

図9 神奈川県内のいじめ発生件数の推移



（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より作成）

(2) 家庭の教育力の低下

核家族化や少子化が進行し、子どもたちが家庭の中で、きょうだいと切磋琢磨^{せつさたくま}したり、祖父母の経験から学んだりする機会は著しく減少しました。親※の子育ても、自身の経験の中にそのモデルを見いだすことが難しくなり、手探り状態で行わざるを得ない状況も生まれており、家庭の教育力が低下したと考える人も多くいます

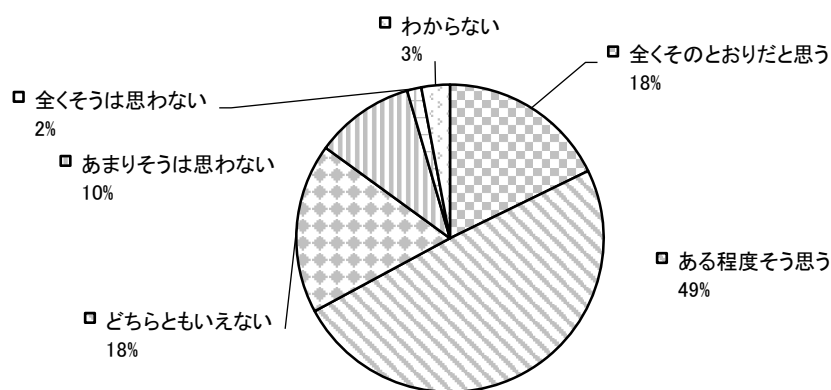
また、無責任な放任や過保護・過干渉は以前より多く見受けられるようになり、虐待を受ける子どもも増えています。

家庭はすべての教育の出発点として、暮らしの営みを通して、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付け、家族への信頼感や思いやる心をはぐくむことで、学校や社会での幅広い学び合いの基盤を築くという、重要な役割を担っています。

※「親」とは、血縁関係の親のみならず、広く子どもの養育を担う大人のこと

(課題) 家庭での子育てや教育を改めて見つめ直し、次代を担う子どもを育てることの大切さを共有できる環境づくりが必要です。

図 10 家庭の教育力の低下について



(国立教育政策研究所「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成 13 年度)より作成)

(3) 地域の連帯感の希薄化

都市化や核家族化の進行、共働き世帯の増加や、少子化の進行などにより、異年齢の子ども同士や異世代の人との交流が減少し、隣近所や地域の連帯感が希薄化してきました。

子どもたちが豊かな学びを実感するには、家庭や学校以外にも、身近な学びの場や子どもの居場所が必要です。

(課題) 学び合い、教え合うことから生まれる、協働と信頼に根ざした新しい地域の姿の創出が求められています。

表 4 地域の教育力が低下している原因（複数回答）

順位	低下している原因の選択項目	回答率 (%)
1	個人主義が浸透してきているので（他人の関与を歓迎しない）	56.1
2	地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに対する抵抗が増しているため	33.7
3	近所の人々が親交を深められる機会が不足している	33.2
4	人々の居住地に対する親近感が希薄化している	33.1
5	母親の就労が増加している	30.1
6	高層住宅（マンション）の普及など居住形態が変化している	28.0
7	昔より地域における行事がなくなった	18.2
8	新しく移住してきた世帯が増加している	13.4
9	近所の人たちの連帯感を培うリーダーが不足している	8.8
10	労働時間が長くなってきている	7.8
11	転勤等で転居が頻繁になっている	6.2
12	父親の家庭の教育や地域活動への参加が不足している	6.0
13	学生時代の友人、趣味のグループの仲間など、人々の行動範囲が広域化している	5.0

（文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」（平成 17 年度）より作成）

(4) 様々なニーズへの対応が求められる学校

学校では、社会状況の変化や、子どもたちの様々な育ちを背景に、一人ひとりの個性や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うとともに、家庭や地域からの多様化するニーズに迅速かつ的確に応えていく必要があります。

そのため、教職員には、これまで以上に高い自覚と責任、専門性などが求められています。

教職員はそうしたことに意欲的に取り組んでいますが、このような様々なニーズに対応することに追われ、子どもたち一人ひとりに向き合うことや、教材研究、自己研さんを積むことに十分な時間を確保できにくくなっている面もあります。

さらに、発達障害など、多様な支援を必要とする子どもも以前より増えており、このような視点からの対応も求められています。

(課題) 教職員が子ども一人ひとりにしっかりと向き合える学校運営や、教職員同士が課題や目標などを共有し、個々の経験や持ち味を生かし合い、一体となって取り組むことのできる、組織力の高い学校づくりを進めていく必要があります。

表5 教員が日々の業務で感じていること（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計上位5項目）

順位	小学校	中学校	高等学校	盲・ろう・養護学校
1位	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった (81.1%)	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった (87.0%)	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった (87.6%)	教員間での仕事の分担や業務量に差がある (70.2%)
2位	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり、対応に苦慮している (80.2%)	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり対応に苦慮している (84.5%)	教員間での仕事の分担や業務量に差がある (85.6%)	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった (67.6%)
3位	児童・生徒の問題行動に、どこまで対応するのか迷うことが多かった (60.8%)	教員間での仕事の分担や業務量に差がある (77.3%)	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり対応に苦慮している (59.3%)	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり対応に苦慮している (58.5%)
4位	教員間での仕事の分担や業務量に差がある (59.4%)	児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなった (56.3%)	児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなった (53.7%)	児童・生徒の問題行動にどこまで対応するのか迷うことが多かった (46.8%)
5位	児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなった (54.7%)	児童・生徒の問題行動にどこまで対応するのか迷うことが多かった (55.0%)	児童・生徒の問題行動にどこまで対応するのか迷うことが多かった (53.1%)	人間関係での悩みごとが増えた (39.4%)

（神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」（平成17年度）より作成）

（5）生涯を通じた「学び」への対応

人は、大人になっても学び続けることで、生涯にわたり成長し、発達し続けます。

これまでも、生涯を通じた学習や、スポーツや文化活動の考え方が浸透し、活動の機会が広がってきましたが、団塊の世代を含め今後ますます高齢化が進む中で、生きがいをもち、心豊かにうるおいのある人生を送りたいという県民の思いや願いは、一層高まることを見込まれます。

（課題） 働く人や高齢者など、だれもがどこの地域でも気軽に学び続けることや、学び直しのできる場や機会をつくる必要があります。

表紙の絵のように、県民論議などの成果を一つひとつ組み合わせながら、かながわらしい人づくりの指針となる教育ビジョンができました。

県民意見募集、意見交換(市町村教育委員会、教育関係団体、民間企業関係団体等)などの展開

<意見交換>

平成18年3月～6月
「かながわ人づくり宣言」及び「教育に関する学校関係者向け意識調査」などの内容をもとに44回実施

<意見交換>

平成18年10月～12月
「かながわの教育ビジョンに関する提言」及び「かながわ教育ビジョン(仮称)」「(骨子案)」などの内容をもとに35回実施

<意見交換>

平成18年12月～平成19年2月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」「(素案)」などの内容をもとに22回実施

<意見交換>

平成19年3月～6月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」「素案(修正版)」などの内容をもとに32回実施

◎意見交換

回数合計 133回
意見・提案件数 1,066件

<意見募集・照会>

平成18年10月～11月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」「(骨子案)」の内容をもとにした意見募集及び教育関係団体への意見照会

意見・提案件数 522件

<県民意見募集>

平成18年12月～平成19年2月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」「(素案)」の内容をもとにした県民意見募集

意見・提案件数 630件

◎県民意見募集など

意見・提案件数 1,152件

**県民意見募集や意見交換などによる意見・提案件数
2,218件**



3 かながわ人づくり宣言

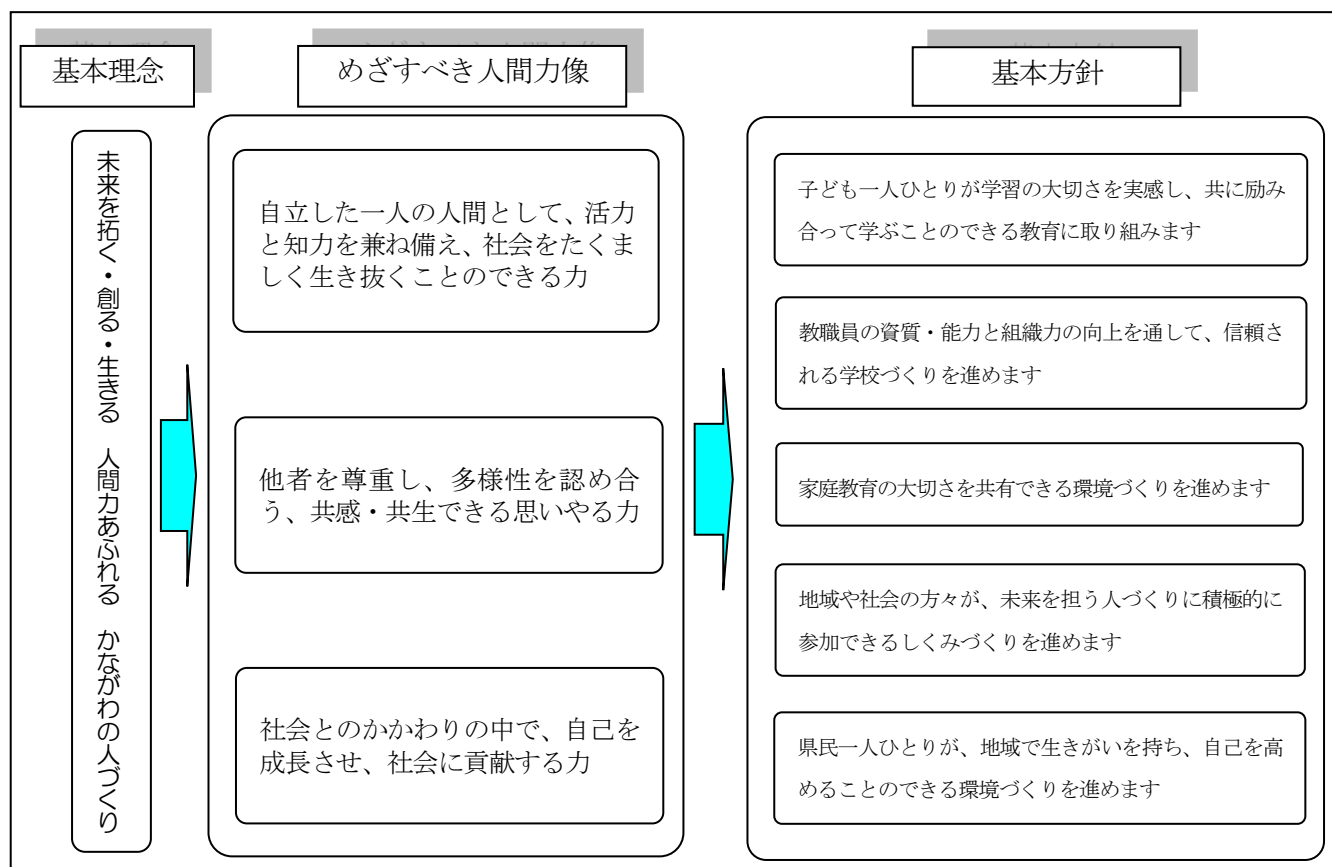
協働・連携による人づくりを進めることのできる教育ビジョンの策定をめざして、平成17年11月に県教育委員会が表明しました。（以下は、一部抜粋）

かながわ人づくり宣言

神奈川県教育委員会では、中長期的な視点から、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、教育ビジョンづくりに取り組むこととしました。そのスタートとして、「かながわ人づくり宣言」をアピールします。

このアピールを契機として、今後、県民の皆さんと大いに議論し、神奈川における教育ビジョンを取りまとめていきたいと考えています。

（「かながわ人づくり宣言」の体系図）



4 教育ビジョンづくりに向けた県民論議の展開

かながわ人づくりフォーラムや、ワークショップ、教育イベントを開催し、多くの県民の皆様や教育関係者などと、論議を重ねました。

(1) かながわ人づくりフォーラム

平成17年11月から、翌18年11月まで、3回にわたり、教育ビジョン策定に向けた論議を、多くの県民の皆様や教育関係者などで行いました。

ア 第1回かながわ人づくりフォーラム

県教育委員会として「かながわ人づくり宣言」を表明し、これを契機に県民の皆様に広く議論を呼びかけ、県民との協働による教育ビジョンづくりを開始しました。

日時：平成17年11月5日(土) 場所：県立横浜平沼高校・小ホール

参加者数：308人

- ・「かながわ人づくり宣言」(県教育委員会のアピール)
- ・かながわの教育の現状と課題(課題提起)
- ・教育論議「かながわで育つ、かながわで育てる」



イ 第2回かながわ人づくりフォーラム

県民論議の成果をかながわ人づくりフォーラム運営推進委員会が取りまとめ、「かながわの教育ビジョンに関する提言」として県教育委員会に提言しました。

日時：平成18年8月26日(土) 場所：県立青少年センター・ホール

参加者数：356人

- ・県民論議の成果報告
- ・「かながわの教育ビジョンに関する提言」(かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の公表)
- ・教育論議「今後の教育ビジョン策定に向けて」



ウ 第3回かながわ人づくりフォーラム

教育ビジョン骨子案の内容を紹介するとともに、家庭、地域、学校、企業、市町村からパネリストを招き、骨子案に基づくパネルディスカッションと教育論議を展開しました。

日時：平成18年11月5日(日) 場所：厚木市総合福祉センター・ホール

参加者数：257人

- ・「かながわ教育ビジョン(仮称)」(骨子案)の説明
- ・パネルディスカッション「教育ビジョンへの期待」
- ・教育論議「今後の教育ビジョン策定に向けて」



エ かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会は、県民論議を推進するため、ワークショップなどを主催し、その成果を「かながわの教育ビジョンに関する提言」として取りまとめました。

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会名簿

(五十音順 ◎一委員長 ○一副委員長)

氏 名	職 名
荒木 汰久治	アウトリガーカヌークラブ湘南葉山主宰者
伊藤 昭彦	県立横浜清陵総合高等学校教頭
入江 礼子	共立女子大学家政学部教授
太田 てる子	主婦
金子 佳代子	横浜国立大学教育人間科学部学校教育課程教授
○佐藤 晴雄	日本大学文理学部教育学科教授
佐藤 弘道	第一保育短期大学講師
鈴木 美喜	平塚市教育研究所指導主事
陶山 寧子	横浜市立大学附属病院小児精神神経科医師
◎高木 展郎	横浜国立大学教育人間科学部附属教育実践総合センター教授
田代 正樹	株式会社たしろ薬品社長
千々布 敏弥	国立教育政策研究所研究企画部総括研究官
鶴岡 貴美子	逗子市立久木中学校教育相談員
當島 茂登	国立特殊教育総合研究所教育支援研究部総括研究員
林 義亮	神奈川新聞社編集委員及び論説委員
宮城 まり子	立正大学心理学部教授
横内 謙介	劇団扉座主宰者

(平成 18 年 8 月 「かながわの教育ビジョンに関する提言」の公表時)

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 神奈川県における教育課題の解決に向けた取組の方向性について、県民との幅広い論議を通じて協議を行い、次代を担う人づくりの視点を柱とした神奈川の教育ビジョンづくりに向けた提言を行うことを目的として、かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）学校教育関係者

（3）その他教育長が必要と認めた者

3 委員会の設置期限及び委員の任期は、平成19年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第3条 委員会には、委員長と副委員長を置く。

2 委員長は互選により選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議の運営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その座長となる。

2 委員会で議決を行う場合は、委員の過半数の出席を得、出席した委員の過半数により決する。なお、可否同数のときには、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があるときに、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(協議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）神奈川県における教育課題の解決に向けた取組の方向性に関すること

（2）課題別ワークショップの開催に関すること

（3）かながわ人づくりフォーラムで行う提言の内容に関すること

（4）その他教育ビジョンづくりに関すること

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を神奈川県教育委員会教育局教育政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年12月6日から施行する。

2 この要綱の施行後における最初の委員会は、第4条の規定にかかわらず教育長が招集する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(2) ワークショップ

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の委員が中心となって、一般公募した県民の委員や、当日参加の県民の皆様とともに、次に掲げる3つのテーマに分かれて議論しました。

テーマA：少子化時代に対応した家庭教育を支える子育て環境づくり

B：学ぶ楽しさやわかる喜びが実感できる学校づくり

C：生涯を通じた自分づくりを応援する環境づくり

ア テーマ別ワークショップ グループ構成員一覧

(◎ファシリテーター=ワークショップの進行促進者)

ワークショップA	ワークショップB	ワークショップC
運営推進委員	運営推進委員	運営推進委員
◎ 入江 礼子	荒木 汰久治	◎ 伊藤 昭彦
◎ 金子 佳代子	鈴木 美喜	太田 てる子
佐藤 弘道	◎ 高木 展郎	◎ 佐藤 晴雄
陶山 寧子	◎ 千々布 敏弥	田代 正樹
◎ 當島 茂登	◎ 鶴岡 貴美子	◎ 宮城 まり子
	林 義亮	横内 謙介
公募委員の人数 8人	公募委員の人数 12人	公募委員の人数 10人
ワークショップA構成員の内訳 <カテゴリー> * 運営推進委員 大学教授等 4 医師 1 * 公募委員 教員 2(小1 中1) 大学生 1 母親 2 無職 2 その他(幼・保講師) 1 <年代> 10代 0 20代 1 30代 3 40代 2 50代 5 60代 2 <男女> 男性 7 女性 6	ワークショップB構成員の内訳 <カテゴリー> * 運営推進委員 大学教授等 2 報道関係 1 教員 1(小) 冒険家 1 NPO職員 1 * 公募委員 教員 4(小1 中1 高2) 高校生 2 大学生 1 母親 1 会社員 1 福祉職 1 NPO職員 1 市民ボランティア 1 <年代> 10代 2 20代 2 30代 2 40代 7 50代 4 60代 1 <男女> 男性 11 女性 7	ワークショップC構成員の内訳 <カテゴリー> * 運営推進委員 大学教授等 2 劇作家 1 教員 1(高) 主婦 1 会社経営 1 * 公募委員 教員 3(中1 高2) 大学生 3 会社員 1 無職 1 公務員 2 <年代> 10代 1 20代 2 30代 1 40代 8 50代 3 60代 1 <男女> 男性 12 女性 4



テーマ別ワークショップの様子



ワークショップ全体会の様子

イ ワークショップの開催実績一覧

日 程	会 場	主なプログラム	参加者 数(人)
平成18年 2月11日(土)	県自治総合研究センター (横浜市栄区小菅ヶ谷)	○全体会(オリエンテーション) ○テーマ別ワークショップA・B・C	106
平成18年 3月19日(日)	県自治総合研究センター (横浜市栄区小菅ヶ谷)	○テーマ別ワークショップA・B・C ○AとB共通テーマによる合同ワークショップ 『『小1プロブレム』を考える!』	80 51
平成18年 4月22日(土)	県立総合教育センター (藤沢市善行)	○テーマ別ワークショップA・C ○AとC共通テーマによる合同ワークショップ 「家庭の教育力の再生と新たな地域づくりを考 える!」	65 71
平成18年 5月3日(水)	県立近代美術館葉山館 (葉山町一色)	○テーマ別ワークショップB	41
平成18年 5月27日(土)	県立体育センター (藤沢市善行)	○テーマ別ワークショップA	35
平成18年 6月3日(土)	県立総合教育センター (藤沢市善行)	○テーマ別ワークショップA・B・C ○BとC共通テーマによる合同ワークショップ 「子どもの学びと生き方・進路と一体化に向け たキャリア教育を考える!」	99 74
平成18年 7月1日(土)	波止場会館 (横浜市中区海岸通)	○テーマ別ワークショップA・B・C ○全体会(まとめ)	104
合 計 (参加者延べ人数)			726

ウ ワークショップで主に論議された事項

ワーク ショップ	論 議 さ れ た 事 項
A	・子育てに悩み孤立する親の増加などの課題が提起され、地域ぐるみで子育て・家庭教育を支援すること、企業や社会に対する子育て家庭への理解を促進することなどについて論議された。 ・親子のかかわり方の変容、基本的生活習慣を身に付けるための家庭の教育力の低下などの課題が提起され、親が子どもの発達に応じた自らの役割を理解すること、日常の生活体験を豊かにすること、他人を思いやる心を育むことなどについて論議された。
B	・子どもの学習意欲、コミュニケーション能力の低下などの課題が提起され、基礎・基本を押さえ、わかる喜びを実感できる教育、体験を通して他者理解や思いやりを育てる教育を行うことなどについて論議された。 ・学校理解、保護者や地域との信頼関係が十分でないなどの課題が提起され、学校を保護者や地域に開き、協力を求めることなどについて論議された。 ・教師の孤立化、自覚や責任感・使命感の希薄化などの課題が提起され、学校内外の研修体制の充実による教師の指導力向上、教師の活動実践の適正な評価などについて論議された。
C	・自分づくりや子どもの成長に大きな役割を果たしてきた地域の教育力の低下などの課題が提起され、地域の様々な人々がかかわれる場や機会をつくること、地域・家庭・学校をつなぐ人材を育成することなどについて論議された。 ・フリーターやニートになる若者の増加、生涯を通して自己を高める意欲の低下などの課題が提起され、地域・家庭・学校が協働して、若者の自立支援に向けた生きることや働くことにかかわる教育(キャリア教育)を進めること、多様な学習ニーズに対応できる場や、機会をつくることなどについて論議された。

(3) 教育イベント

参加者が体験を通じて得られた気づきなどをワークショップの議論に生かし、自らの人づくりをめぐる課題解決の端緒とすることもできるよう、他者との関係(コミュニケーション)、自然からの学び、親子のつながりなどをテーマに開催しました。

教育イベント開催実績一覧

日 程	会 場	主なプログラム	参加者数 (人)
平成18年 3月11日(土)	県立青少年センター (横浜市西区紅葉坂)	教育イベント(ワークショップC) 劇作家 横内謙介さんによる体験的演劇ワークショップ 『発見！ 私のチカラ・新たなステージ』	85
平成18年 5月3日(水)	一色海岸 県立近代美術館 葉山館 (葉山町一色)	教育イベント(ワークショップB) 海洋冒険家 荒木汰久治さんによる 『海人丸 移動環境教室』 うみんちゅまる	110
平成18年 5月27日(土)	県立体育センター (藤沢市善行)	教育イベント(ワークショップA) 佐藤弘道さんによる 『弘道おにいさんと親子体操で子育てを考えよう』	620
平成18年 6月17日(土)	県立小田原高校 (小田原市城山)	教育イベント(ワークショップB) 劇作家 横内謙介さんによる体験的演劇ワークショップ 『かかわる楽しさ、伝え合う心』 高校生と教育委員との教育論議 『かながわの教育を考える』	147
合 計 (参加者延べ人数)			962



『発見！ 私のチカラ・新たなステージ』の様子



『海人丸 移動環境教室』の様子



『弘道おいさんと親子体操で子育てを考えよう』の様子



『かながわの教育を考える』の様子

(4) 県民論議の全体的な状況

場 面	期 間	参加者数 (人)	意見・提案 件数 (件)
かながわ人づくりフォーラム	平成 17 年 11 月 5 日 平成 18 年 8 月 26 日 平成 18 年 11 月 5 日 〔3回〕	921	165
ワークショップ及び教育イベント	平成 18 年 2 月 11 日 ～7月1日 〔ワークショップ 19 回〕 〔教育イベント 4回〕	1, 688	435
電子会議室	平成 18 年 3 月 30 日 ～9月 30 日 平成 19 年 1 月 18 日 ～7月 23 日	—	109
合 計 (参加者延べ人数／意見・提案件数)		2, 609	709

(意見・提案件数はアンケートなど、書面で提出されたものの合計)

5 かながわの教育ビジョンに関する提言

かながわ人づくりフォーラムやワークショップ、教育イベントでの県民論議の成果を踏まえ、かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会によって、平成18年8月に教育ビジョン策定に向けた提言がまとめられました。（以下は、一部抜粋）

1 提言がめざす方向

私たちは、今回の県民論議を通じて、参加者の皆さまが最も必要と感じていることを次のテーマで表しました。

地域・家庭・学校

つむぐ おりなす かながわの人づくり

○育てる思いを重ね合う ○持ち味や役割が響き合う ○学び合う、学び続ける

これは、地域、家庭、学校が協働し、それぞれの特徴や役割をいかして、これからのかながわの人づくりを、共に考え、実行していこうという願いを込めたものです。

『つむぐ』とは、繊維を引き出して、よって糸にする。『おりなす』とは、糸を織って、美しい模様を織り上げる。」という意味で、未来を担う子どもたち一人ひとりの、それぞれの個性やよさをいかしつつ、まわりの大人たちが様々にかかわり合いながら大切に育てていくさまを表すとともに、子どもたち自身や大人たちも、そこから互いに学び合い、さらに生涯を通じて学び続けることで成長を遂げていく大切さ、すばらしさを表現したものです。



かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会から、県教育委員会への提言手交

これまで、教育というと、その多くを学校が担ってきました。しかし、人の教育という営みは、本来、生涯にわたって様々な場面で行われるものであり、学校のみですべてを行うことはできません。また一方で、学校は、地域の中にあり、家庭とも直接的な関係をもっている存在です。

そこで、地域ができること、家庭ができること、学校ができること、それぞれの役割を明確にした上で、補完し合いながら協働し、子どもを育てていくことが重要となります。その際、それぞれの立場や役割の違いを自覚しつつも、子どもを育てるという共通の方向性、ビジョンをもつことが必要です。

人は一人では生きていけません。まわりの様々な人とかかわりながら、影響を受けたり、与えたりしながら成長していきます。次代を担う子どもたちに対しても、すべての人々がこのような自覚と責任をもち、かかわっていくことが大切です。そうした行動が、大人自身の学びにもつながり、今を生活していることを実感することになるのです。

このような思いを、地域、家庭、学校というつながりの中で、重ね合い、響き合い、学び合うことで、実現していきたいと考えています。

なお、サブテーマでは「合う」という表現を用いています。双方向性を有する、このような学びの力が発揮されるようになると、学校教育にも新たな学びが加わり、これまでの内容を再構成していくことになります。人づくりを通じた、このような協働が進めば、学校だけで果たせなかった新たな教育の地平が広がっていくことになると確信しています。



提言の概要（パンフレット）より

2 提言の全体構成

提言がめざす方向

地域 ・ 家庭 ・ 学校

つむぐ おりなす かながわの人づくり

○育てる思いを重ね合う ○持ち味や役割が響き合う ○学び合う、学び続ける

1 地域に根ざした新たな教育コミュニティづくり

視点1 新たな教育コミュニティづくり

提言 1 地域の人々が相互にかかわれる場づくりを進める

提言 2 地域・家庭・学校をつなぐ人材を育成する

視点2 生涯を通じた自分づくりの応援

提言 3 多様な学習ニーズに対応できる場や機会をつくり、情報を提供する

提言 4 子どもの時から生きることや働くことの大切さを考え、実感できる環境づくり

提言 5 一人ひとりが健康・体力を増進させ、生活の質を高める

視点3 かながわの文化芸術・スポーツの振興

提言 6 かながわの文化芸術を継承・発展させ、生活に根付かせる

提言 7 生活の中で身近に運動やスポーツができる場や機会づくりを進める

2 みんなで子育て・家庭教育を支える社会づくり

視点4 子どもの心とからだを育てる家庭教育

提言 8 子どもの発達に応じた親や家庭教育のあり方を考える

提言 9 他者とかかわる楽しさや思いやる心を育てる体験を大切にする

提言 10 家族や家庭を大切にする心や態度を育成する

視点5 少子化時代の子育て・家庭教育への支援

提言 11 子育て・家庭教育を支えるコミュニティづくりを進める

提言 12 幼稚園や保育所、学校における子育て支援を充実する

提言 13 企業や社会が子育ての理解を深め、行動する

3 子どもが成長する場としての学校づくり

視点6 学ぶ楽しさやわかる喜びが実感できる学校教育

提言 14 心を育て、たくましく生きる力を育てる教育を推進する

提言 15 学ぶ大切さを理解し、意欲をもつてのぞめる教育活動を進める

提言 16 基礎・基本をしっかり身に付ける授業づくりに取り組む

視点7 協働と信頼に根ざした学校運営

提言 17 学校の実態に即した創意工夫のある学校づくりを進める

提言 18 多様な教育的ニーズにこたえ、必要な支援を行える環境を整える

提言 19 学校を保護者や地域に開き、情報公開して協力を求める

提言 20 学校評価をいかした効果的な学校経営を行う

視点8 人づくりを担う教職員の確保と育成

提言 21 豊かな人間性と専門性を身に付けた教職員の養成や確保を図る

提言 22 授業研究をいかした新たな校内研修づくりを進める

提言 23 得意分野をもった個性豊かで高い実践的指導力のある教職員を育成する

提言 24 教師の活動実践や研修成果等をいかした人事等のシステムづくりを進める

6 教育ビジョンの策定基本方針

県教育委員会は、「かながわの教育ビジョンに関する提言」を受け、平成 18 年 10 月に教育ビジョン策定に向けた基本方針を発表しました。

「かながわ教育ビジョン（仮称）」策定基本方針

1 趣 旨

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、国際化や情報化の進展、産業・就業構造の変容、様々な格差の広がりなど、現代社会は、様々な分野が関連し合い大きな変化が生じている。このような時代にあって、次代を担う子どもたちの育成の重要性がますます高まっている。

一方、子どもたちをめぐる状況も大きく変わってきている。社会性や規範意識の低下に対する危機、学力伸長や学習意欲をめぐる課題をはじめ、不登校やいじめ、暴力行為などの問題、家庭や地域の教育力をめぐる課題のほか、若者の自立をめぐる問題などが生じている。

こうした状況を踏まえ、すべての県民とともに、明日のかながわを担う人づくりを進めるための総合的な指針となる、「かながわ教育ビジョン（仮称）」（以下「教育ビジョン」という。）を策定する。

2 教育ビジョン策定の基本的考え方

次代を担う子どもたちの育成には、生涯を通じた人づくりの視点が重要である。

神奈川県教育委員会では、家庭・学校・社会へと続く成長の過程で、様々な人々がその役割と責任を自覚し、主体的に人づくりにかわかり、協働・連携を進めることのできる教育ビジョンを策定するため、策定作業に先立ち、平成 17 年 11 月に「かながわ人づくり宣言」を表明した。

この宣言を契機とし、平成 18 年 7 月まで県民論議が継続的に行われた。

平成 18 年 8 月には、県民論議を推進した「かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会」から、「かながわの教育ビジョンに関する提言」を受け取った。

教育ビジョンは、この提言を真摯に受け止め、策定する。

3 教育ビジョンの全体構成

(1) 教育ビジョンの基本的性格

- ① 今後の本県教育を推進するための総合的な指針となるとともに、神奈川県教育委員会として、市町村や関係団体等のもとよりすべての県民と、共有・共感に基づく協働・連携を進め、一体となった施策を展開していくことのできるものをめざす。
- ② 新たな総合計画との関係においては、教育分野における個別計画（指針）となり、教育ビジョンを受けて取り組む具体的な施策・事業については、総合計画の実施計画に位置づけ、実行性のあるものとして着実な推進を図る。

<※次ページ図参照>

- ③ これまで、本県教育の根幹を成してきた「ふれあい教育」の理念は基本的に継承するが、これからの時代に対応できる新たな理念を明らかにする。

(2) 教育ビジョンの見すえる期間

新たな総合計画との整合を図り、概ね 20 年間を見すえることとする。

(3) 教育ビジョンの全体構成

教育ビジョンの構成は、次の 4 章からなる。

第 1 章 「教育ビジョン策定の背景」とし、本県の教育を取り巻く現状と課題を整理する。

第 2 章 「基本理念」及び「教育目標」とし、本県がめざす教育のすがたを明らかにする。

第 3 章 「基本的視点」とし、生涯を通じた人づくりの方向性を明らかにし、具体的な成長の段階に応じた主な教育の主体のかかわりを整理する。

第 4 章 「施策の基本方向」とし、県の施策を展開するにあたっての基本方針を示し、施策の基本方向を体系的に整理する。
なお、県民論議の成果である「かながわの教育ビジョンに関する提言」の内容については、第 3 章「基本的視点」

及び第4章「施策の基本方向」を中心に反映させるものとする。また、具体的な取組みにかかわるものについては、今後の推進過程の中で、適宜その反映に努めることとする。

4 県民協働・県民参加による教育ビジョンづくり

今回の教育ビジョンづくりは、一から県民とつくり上げるため、策定作業に先立ち県民論議を始めたが、今後の策定作業の各段階においても、市町村や関係団体等をはじめ、広く県民との論議を重ねながら教育ビジョンづくりを進める。

5 教育ビジョン策定の庁内体制

教育にかかわる課題は、様々な政策分野に及んでいるため、政策会議及び企画調整会議等を活用し、必要な部局間調整を行う。

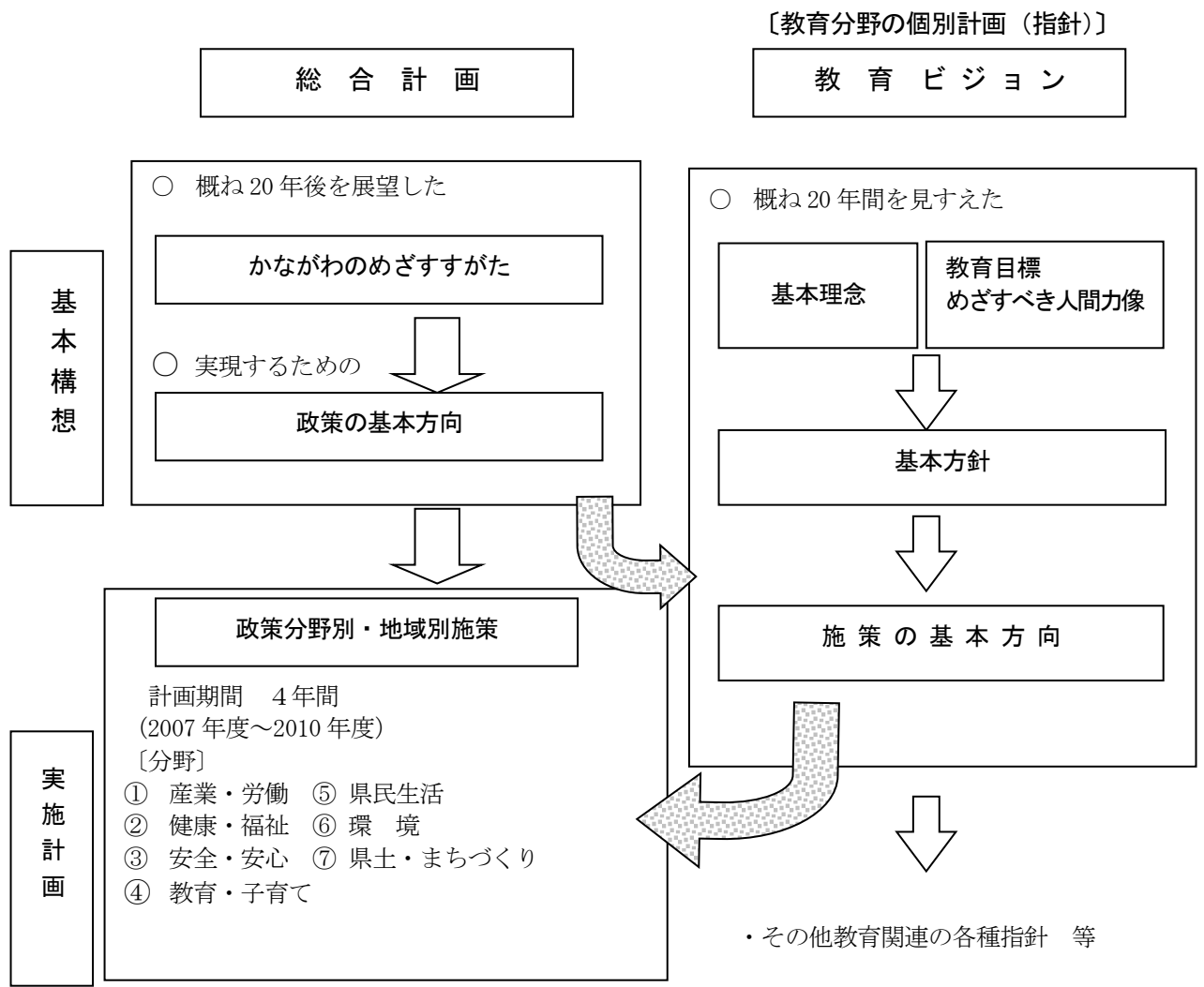
6 教育ビジョン策定のスケジュール

平成18年度中を目途に策定をめざすこととし、スケジュールは別紙に示したとおりとする。

7 その他

この基本方針に定めるもののほか、教育ビジョンの策定及び推進にあたり、必要な事項及び手続き等については、別に定める。

【新たな総合計画と教育ビジョンの関係について】



7 県民意見募集、意見交換などの展開

冊子やリーフレットの配布をはじめ、多様な媒体を利用した情報提供を行い、県民の皆様から、数多くの意見・提案をいただきました。また、人づくりにかかわる様々な主体と、継続的に意見交換を進めました。

(1) 広報の実績

- ・冊子やリーフレットの配布
- ・「県のたより」での紹介
- ・テレビ ラジオでの放送
- ・新聞での広報
- ・ホームページによる意見等の募集

(2) 骨子案に対する意見募集

ア 募集期間

平成18年10月12日～11月30日

イ 意見提出者数及び意見・提案件数

162人・団体、522件

(3) 素案に対する県民意見募集

ア 募集期間

平成18年12月26日～平成19年2月5日

日

イ 意見提出者数及び意見・提案件数

344人・団体、630件

ウ 教育ビジョン名称の募集

県民の皆様からの提案を踏まえ、「かながわ教育ビジョン」に決定しました。

エ 意見などの反映状況

県民の皆様からの意見などの反映状況を明らかにするため、県民意見整理台帳を作成し、県政情報センターなどに備え付けます。また、教育ビジョンのホームページでも見ることができます。

内 容	意見・提案件数 (件)
教育ビジョン全般に関するもの	127
教育ビジョン策定の背景に関するもの	56
基本理念・教育目標に関するもの	73
人づくりの視点に関するもの	96
展開の方向に関するもの	92
重点的な取組みに関するもの	89
教育ビジョンの推進に関するもの	23
教育ビジョンの名称に関するもの	62
その他	12
合 計	630

(4) 様々な主体との意見交換

平成18年3月14日～平成19年6月19日

区 分	回 数 (回)	意見・提案件数 (件)
学校教職員	19	1,066
公立小・中学校PTA、県立学校PTA	14	
公立小・中学校校長会、県立学校校長会	57	
市町村教育委員会	31	
企業・事業所経営者団体	7	
NPOなど教育関係団体	5	
合 計	133	

(意見・提案件数は意見交換などの際に、書面で提出されたものの合計)

神奈川の教育の流れ（昭和 20 年～昭和 46 年）

	昭和 20 年	昭和 27 年	昭和 46 年
社会情勢	○GHQ、民主化に向けた「五大改革」を指令(S20) ※教育の自由化 ○第1次ベビーブーム(S22-25) ○朝鮮戦争の勃発と特需景気(S25) ○サンフランシスコ講和条約締結(S27)	○ソ連人工衛星打ち上げ成功(S32.「スプートニク・ショック」) ○東京オリンピック(S39) ○学生運動の高等学校への波及(高校紛争 S44) ○第2次ベビーブーム(S46-49)	
県政	(歴代公選知事) 内山岩太郎県政（昭和 22 年～42 年）—————▶ 津田文吾県政（昭和 42 年～50 年）		
	神奈川県総合開発計画【昭和 30 年第一次策定、34 年第二次策定、40 年第三次策定、44 年第三次改定】		

	昭和 20 年	昭和 27 年	昭和 46 年
県の教育動向	【戦後教育の再建】 【概観】 ○戦後、神奈川軍政部を中心に教育の民主化の推進（昭和 21 年に、ベーカーに代わり、マックマナスが本県の教育担当官に就任 ○新学制に基づく、戦後の学校教育の展開 ○昭和 23 年に神奈川県教育委員会が発足し、公選制による教育委員会制度の下で学校教育や社会教育の展開 ※横浜市教育委員会の発足(S23) ○学校教育では、昭和 27 年に「神奈川県公立学校教育目標」(1.心身ともに健康な人になる、2.基礎的な生活技能をもつ人になる、3.教養と情操のゆたかな人になる、4.民主的な社会性をもつ人になる、5.職業能力のすぐれた人になる、以上の5項目)の制定 ○社会教育では、スポーツ団体の復活とレクリエーションの普及 【教育にかかわる主な取組み】 ○新学制の発足、新制小・中学校のスタート(S22) ○県中学校体育連盟の発足(S22) ○新制高等学校のスタート(S23) ○県教育委員会の発足(S23) ※同年に県教育研究所の設置(S23) ○県高等学校体育連盟の発足(S24) ○昭和 24 年に『かながわ教育』・『かながわ社会教育』の創刊（『かながわ教育』は昭和 35 年に廃刊、同 36 年から広報紙「教育月報」の発行） ○県学校図書館協議会（SLA）の結成(S25) ○県 PTA 連絡協議会の結成(S25) ○『神奈川県教育概要』の創刊(S25) ※その後、教育年報等名称の変更 ○公立中学校アチーブメント・テスト実施(S26) ○県立学校教育課程審議会の設置(S26) ○県立近代美術館の設置(S26) ○県文化財保護審議会、県産業教育審議会の設置(S26) ○専任カウンセラーを配置し、生徒指導の充実を促進(S26)	【経済社会の発展に対応した教育改革】 【概観】 ○国際復帰後、新教育を見直す中で、任命制の教育委員会制度に移行(S31) ○公立諸学校の校舎建築等に関する教育条件の改善が課題(S40 に解消) ○昭和 35 年以降、都市の過密化・核家族化と相まって、少年非行等の増加 ○学校教育は法的拘束を持つ学習指導要領の下で、系統的な学習が重視され、また高度経済成長や技術革新等を背景に産業教育や理数教育に力点 ○産業教育の振興と近代化、勤労青少年への教育機会の拡大等の施策対応 ○県立秦野養護学校、県立ゆうかり養護学校の設置(S33)、県特殊教育の振興の重点化 ○昭和 43 年、我が国の社会情勢を踏まえ、本県教育行政として 4 本の推進の柱(1.きめ細かな指導の道をひらこう、2.光をくまなくあてよう、3.豊かな人間性を育てよう、4.よりよい教育の環境をつくろう)を設定 ○社会教育では、県立図書館等の文化施設の設立と県民文化の向上の推進 ○神奈川県の教育史編纂事業 ※『神奈川県の教育 15 年』(S40) 【教育にかかわる主な取組み】 ○県内全市町村に教育委員会の設置(S27) ※全国一斉にスタート ○神奈川県教育委員会事務局を神奈川県教育庁と改称(S28) ○県立図書館の設置(S29) ※県立音楽堂併設 ○神奈川県文化財保護条例の施行(S30) ※昭和 28 年制定の旧条例廃止 ○第 10 回国民体育大会、神奈川県で開催(S30) ○県立高等学校 PTA 連絡協議会の結成(S32) ○県立武道館の設置(S34) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則、神奈川県公立小学校及び中学校の管理運営の基準に関する規則の施行(S35) ○神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の施行(S36) ○県女子体育連盟・県体育指導員連絡協議会の発足(S37) ○神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部改正（幼稚部の設置）の施行(S38) ○神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校への就学事務に関する規程の施行(S39) ○県立教育センターの設置(S39) ○県立博物館の設置(S41) ○県立スポーツ会館の開館、県立藤沢総合運動場を県立体育センターと改称(S43) ○全国に先駆けて、不就学児への「訪問教育」(週 4 日)の開始(S44)	

	昭和 20 年	昭和 27 年	昭和 46 年
国の教育動向	〈教育刷新委員会の証言に基づく戦後教育制度の構築〉 【背景】 ○占領下における教育の民主化 ○児童・生徒は新たな学校制度の下で、経験主義に基づく生活単元学習が展開され、喜びと期待にあふれていたが、教育環境は厳しい状況 【教育にかかわる主な取組み】 ○教育刷新委員会の設置(S21)（昭和 24 年、改組・改称して教育刷新審議会） ○民主化の理念の下で、日本国憲法の公布(S21) ○「学習指導要領一般編（試案）」の発行(S22) ○教育基本法・学校教育法の公布(S22) ○教育委員会法の公布(S23) ※教育の地方分権化 ○「保育要領（文部省試案）」の発行(S23) ※幼稚園と保育所での使用前提で作成 ○全国の高校進学率 49%(S23) ○教育公務員特例法の公布(S24) ○教育職員免許法の公布(S24) ○社会教育法の公布(S24) ○私立学校法の公布(S24) ○盲学校及び聾学校の就学義務に関する政令の公布(S25) ○文化財保護法の公布(S25) ○地方公務員法の公布(S25) ○児童憲章の制定(S26) ○産業教育振興法の公布(S26) ○「学習指導要領一般編（試案）」の改訂(S26)	〈教育の量的拡大等に対応した制度〉 【背景】 ○産業経済の発展(重厚長大産業)、人材需要の増大と所得水準の向上、教育に対する国民の熱意 【教育にかかわる主な取組み】 ○中央教育審議会の設置(S27) ※教育刷新審議会の終了 ○義務教育費国庫負担法の公布(S27) ○学校図書館法、理科教育振興法の公布(S28) ○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の公布(S28) ○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法と教育公務員特例法の一部改正(いわゆる教育2法)、学校給食法の公布(S29) ○小・中学校の「学習指導要領社会科編改訂」の発行(S30) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の発行(S30) ○「幼稚園教育要領」の制定、公立養護学校整備特別措置法の公布(S31) ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の公布(S31) ○盲・聾学校小・中学部の「学習指導要領(一般編)」の通達(S32) ○学校保健法、義務教育諸学校施設費国庫負担法の公布(S33) ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(S33) ○小・中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S33) ○教科用図書検定基準の告示(S33) ○盲・聾学校高等部の「学習指導要領(一般編)」の通達(S35) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S35) ○スポーツ振興法の公布(S36) ○全国一斉学力調査(中学校2・3年)の実施(S36) ○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の公布(S36) ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の公布(S38) ○養護学校小・中学部の「学習指導要領(改訂)」の通達(S38) ○「幼稚園教育要領(改訂)」、盲・聾学校小学部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S39) ○養護学校中学部の「学習指導要領」の通達(S39) ○オリンピック東京大会の開催(S39) ○盲・聾学校中学部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S40) ○盲・聾学校高等部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S41) ○小学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S43) ○中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S44) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S45) ○盲・聾・養護学校小・中学部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S46)	

神奈川の教育の流れ（昭和 46 年～平成 12 年）

	昭和 46 年	昭和 59 年	平成 12 年
社会情勢	○第1次オイルショック(S48) ○暴走族・シンナー乱用少年数ピーク(S53) ○中学生・高校生の家庭内暴力・喫煙等問題行動の増加(S53) ○川崎市高津区金属バット事件(大学受験浪人の予備校生が両親を撲殺)(S55)	○日本で初めてのエイズ患者の確認(S60) ○愛知県で中学2年生がいじめを苦に自殺(H6) ※いじめの深刻化 ○学級崩壊の深刻化(H9) ○中学3年生による神戸での児童連続殺傷事件(H9)	
県政	津田文吾県政（昭和 42 年～50 年）→長洲一二県政（昭和 50 年～平成 7 年）→岡崎 洋県政（平成 7 年～15 年）→		
	神奈川県新総合計画【昭和 48 年策定】新神奈川計画【昭和 53 年策定、58 年改定】第二次新神奈川計画【昭和 62 年策定】かながわ新総合計画 21【平成 9 年策定】		

	昭和 46 年	昭和 59 年	平成 12 年
県 の 教 育 動 向	【安定成長下の教育改革】 【概観】 ○高度経済成長のひずみが教育界にも現れ、受験競争の激化、「落ちこぼれ」の顕在化、少年非行と犯罪の増加、児童・生徒の自殺等の深刻化 ○昭和 49 年 1～2 月の物価高騰により、給食費等の値上げの問題化 ○昭和 48 年に策定された「神奈川県新総合計画」では、自然尊重と人間性回復を基調とした豊かな地域社会の実現をめざし、「教育・文化の充実」と「働きがいの充実とスポーツ・レクリエーションの普及」を施策の重要な柱として整理 ○昭和 53 年に策定された「新神奈川計画」では、教育、福祉、医療など「人(ソフト)」中心の計画及び「地方の時代」の創造・実現に向けた計画を特徴とする、従来にない斬新な発想がうかがえ、「教育の機会均等を確保し、一人ひとりの個性を生かす教育を重視して、人間性豊かな児童生徒の育成につとめる」、「県民が生涯を通じていつでもどこでも学習できる機会と内容の整備をはかる」、「家庭と地域社会の教育機能を回復し、学校、家庭及び地域社会相互の連携を強める」ことの 3 つの項目を教育の基本構想として整理 ○学校教育における主任制度化と高校教育の課題等を協議会の設置で検討 ○多様な生涯学習のニーズへの対応に向けた実践的な段階に移行 ○神奈川県の教育史編纂事業 ・『神奈川県教育史』(通史編 2 冊、資料編 4 冊)(S46-54) ・『神奈川県体育史』(S48) ・『神奈川の教育 戦後 30 年のあゆみ』(本編・補遺編)(S54-55) 【教育にかかわる主な取組み】 ○県立伊勢原射撃場、県立野外教育センターの設置(S47) ○「高校百校新設計画」の策定(S48) ※昭和 62 年に計画の完了 ○県立県央地区体育センターの設置(S51) ○県立高等学校教育課程開発研究事業のスタート(S52) ○県立高等学校教育個性化推進事業のスタート(S54) ○県立高等学校交通安全運動推進会議の発足(S55) ※「4 プラス 1 ない運動」の推進 ○県、米国メリーランド州との友好提携協定に調印(S56) ※教育・文化等の交流 ○長洲知事、県民に「騒然たる教育論議」の提唱(S56) ※知事第1アピール ○特殊教育の研修・研究・相談等の機能を担う、県立第二教育センターの設置(S57) ○県立埋蔵文化財センター、県立西湘地区体育センターの設置(S57) ○神奈川の教育を推進する県民会議の発足(S57) ○第 1 回かながわ高校芸術祭の開催(S57) ○長洲知事、「ふれあい教育」運動の提唱(S58) ※知事第2アピール ○情報公開制度のスタート(S58)	【臨時教育審議会以降の教育改革】 【概観】 ○昭和 59 年以降の本県教育は、「ふれあい教育」を中心に、学校、家庭、地域社会の協働による新しい神奈川の教育の創造を目指して取り組む一方で、いじめ問題や少年による自殺の増加、さらには交通安全対策の新たな取組みが課題として浮上 ○平成7年以降は、国際化・情報化への対応など 21 世紀に向けた教育への展望や県立高校改革の推進が焦点 ○少年犯罪の低年齢化の進行、不登校への対応や児童・生徒の心の教育の問題など、様々な教育課題の顕在化 ○平成 9 年に策定された「かながわ新総合計画 21」では、「「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」の創造」を新たな県政運営の指針とし、「彩り豊かな生活をめざして」、「1 多彩な文化の振興と創造」、「2 生涯にわたる学習環境づくり」、「3 スポーツのあるまち・くらしづくり」、「4 個性が生きる学校教育の充実」、「5 未来を担う世代の形成」を柱として施策を整理 ○平成 10 年のかながわ・ゆめ国体を契機としたまちぐるみの生涯スポーツの振興 【教育にかかわる主な取組み】 ○第 1 回「自然、人とのふれあい」親と子のつどいの開催(S59) ○県立近代美術館別館、県立体育センター内にスポーツ情報センターの設置(S59) ○県教育庁内に「いじめ対策」検討会議の設置(S60) ○「いじめ」問題対策緊急アピールの発表(S60) ○県教育懇談会、『翔べ！神奈川のこどもたち』(「臨末の知」が基本理念)の発行(H 元) ○新たに採用された教員に対する初任者研修の本格実施(H 元) ○神奈川県高等学校文化連盟の発足(H 元) ○生徒急増期(～H 元)から生徒急減期(H2～) ○県立高等学校特色ある高校づくり推進事業のスタート(H2) ○県高等学校の交通安全運動「4 プラス 1 ない運動」を見直し、「神奈川新運動」(H2) ○長洲知事、「個性・共生・共育」の提唱(H2) ※知事第3アピール ○神奈川県個人情報保護条例及び神奈川県教育委員会が保有する個人情報に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の施行(H2) ○県立学習・文化情報センターの開設、県生涯学習審議会の設置(H3) ○神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例及び同規則の一部改正(県立神奈川総合高等学校の設置、二学期制)の施行(H6) ○公立中学校アチーブメント・テスト最終(H7) ○県立歴史博物館、県立生命の星・地球博物館の設置(H7) ○県生涯学習情報センターの設置(H9) ○神奈川県高等学校総合文化祭の開催(H10) ※かながわ高校芸術祭の改称 ○第 53 回国民体育大会かながわ・ゆめ国体の開催(H10) ○「季刊 教育かながわ」の発行(H11) ※「教育月報」の季刊化 ○「活力と魅力ある県立高校を目指して『県立高校改革推進計画』」の発表(H11)	

	昭和 46 年	昭和 59 年	平成 12 年
国 の 教 育 動 向	《安定成長下の教育の質的改善》 【背景】 ○経済の安定成長、知識詰め込み型教育の弊害、受験競争の激化、児童・生徒の問題行動 【教育にかかわる主な取組み】 ○中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(46答申)」答申(S46) ※第3の教育改革 ○冬季オリンピック札幌大会の開催(S47) ○養護学校高等部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S47) ○盲・聾学校高等部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S47) ○教頭職の法律化(学校教育法の改正)(S49) ○学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の公布(S49) ○主任制の導入(学校教育法施行規則の改正)(S50) ○専修学校設置基準の文部省令の公布(S51) ○教育課程審議会、ゆとりと充実に向けた教育課程の改善の答申(S51) ○小・中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S52) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S53) ○国公立大学共通一次試験(受験者数約 32 万人)の実施(S54) ○養護学校の就学義務化(S54) ○盲・聾・養護学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S54) ○小・中学校 40 人学級を 12 年計画での実現に向けてスタート(S55) ○文部省、新学習指導要領の達成度を把握する学力調査の実施(S57)	《個性重視、生涯学習体系への移行、変化への対応》 【背景】 ○産業構造の変化(知識集約型産業)、国際化・情報化、知識詰め込み型教育の弊害、受験競争の低年齢化、小・中学校のいじめ・不登校の頻発、都市化・核家族化を背景とした家庭の教育力の低下 【教育にかかわる主な取組み】 ○臨時教育審議会の設置(S59-62) ※第 1 次(S60)～第4次(S62)の答申 ○補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例に関する法律の公布(義務教育教材費の国庫負担制度の廃止)(S60) ○単位制高等学校の発足(S63) ※岩手県・石川県・長野県 ○教育公務員特例法の改正(初任者研修制度の創設、平成元年 4 月実施)(S63) ○小・中・高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(H 元) ○盲・聾・養護学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(H 元) ○「幼稚園教育要領(改訂)」の告示(H 元) ※昭和 39 年以来 25 年ぶりの改訂 ○大学入試センター試験の実施(H2) ○大学設置基準の大綱化(H3) ○学校の週休 2 日制月 1 回(第 2 土曜日を休校)(H4) ※平成 4 年 9 月よりスタート ○文部省、業者テストへの対応を含め、中学校進路指導を見直す方針の決定(H4) ○障害児の通級指導の実施(H5) ○児童の権利に関する条約の発効(H6) ○専修学校設置基準改正の公布(H6) ※「専門士」の誕生 ○学校教育法施行規則の一部改正(飛び入学の制度化)(H9) ○学校教育法の一部改正(中等教育学校の創設)(H10) ○小・中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(この改訂により、「総合的な学習の時間」が新設。高等学校及び盲・聾・養護学校小・中・高等部も同様に設置)(H10) ○「幼稚園教育要領(改訂)」の告示(H10) ○高等学校、盲・聾・養護学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(H11) ○家庭教育手帳・家庭教育ノートの配布(H11) ○地方分権一括法の公布(H11)	

神奈川の教育の流れ（平成 12 年～平成 19 年）

	平成 12 年	平成 19 年
社会情勢	○学力低下論争(H11) ※ゆとり教育批判、文部科学省「学びのすすめ」緊急アピール対応 ○大阪府池田市での大阪教育大学附属池田小学校事件(H13) ※学校安全管理の問題 ○長崎県佐世保市の小学6年生による女児殺傷事件(H16) ※情報活用・情報モラルの教育課題 ○ニートの社会問題化(H16)や格差社会への警鐘(H17)	
県政	岡崎 洋県政（平成 7 年～15 年）————→ 松沢成文県政（平成 15 年～）————→	
	神奈川力構想・プロジェクト 51【平成 16 年策定】 神奈川力構想【平成 19 年策定】	

	平成 12 年	【教育改革国民会議以降の教育改革】	平成 19 年
県の教育動向	【概観】 ○平成 12 年度以降は、新学習指導要領への円滑な実施と「県立高校改革推進計画」の着実な推進とともに、生涯学習情報センターを拠点とした県民の多様な学習ニーズへの対応、学校運営の適正化及び教職員の資質向上対策、不登校児童・生徒や LD、AD/HD、高機能自閉症等の児童・生徒への対応など、様々な課題の解決に向けた検討や計画立案の推進 ○平成 13 年度には、県立教育センター内にカリキュラム開発センターを開設し、県内の学校教育等を支援するカリキュラムセンター機能の新設 ○平成 14 年度には、小・中学校の「学習指導要領(改訂)」(平成 10 年告示)の全面実施と完全学校週 5 日制の実施により、新たな学校教育の展開とともに、全県立学校に学校評議員制度が導入されて、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整備し、開かれた学校づくりの推進 ○平成 15 年度には、教職員の新たな人事評価システムが実施されたのをはじめ、10 年経験者研修や英語教員指導力向上研修などが開始される一方で、不審者侵入や情報漏洩等に対する学校安全管理の課題への対応が浮上 ○平成 16 年に策定された「神奈川力構想・プロジェクト 51」では、「活力ある地域社会・生きがいのあるくらしの創造」をめざして、「神奈川を支える〈次世代の育成〉」を基本方向に、「未来を担う人づくり」・「心豊かなくらしと共生社会の実現」を柱として、教育の主な施策を整理 ○平成 16 年度には、全県立学校で学校評価システムを導入したほか、県立高校改革に関して「後期実施計画」の発表、公立中学校 213 校の3年生の成績について学校ごとに評定結果の分布を県教委ホームページで公開 ○平成 17 年度には、「ふれあい教育」の理念を踏襲しつつも、これからの新たな教育の総合的な指針となる教育ビジョンの策定に向けて、教育委員会より「かながわ人づくり宣言」をアピール ※県民との協働・連携による教育ビジョンづくりに向けて、かながわ人づくりフォーラムの開催、かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の設置 ○平成 18 年度には、組織的・機動的な学校運営体制の構築に向けて公立学校に総括教諭(横浜市は主幹)を配置 ○平成 19 年に策定された「神奈川力構想」では、「神奈川力を高め、新たな時代を創造するー生き生きと 心豊かにくらす地域社会をめざしてー」を基本理念とし、「1 世界に開かれた 活力ある神奈川」・「2 ゆとりある くらしやすい神奈川」・「3 とともに支え とともに創る神奈川」を「実現をめざす3つの神奈川」として掲げ、それらに基づいて、戦略プロジェクトの重点方向である「明日の神奈川を拓く次世代づくり」・「地球環境の保全と持続可能な社会づくり」などを柱として、教育の重点的・優先的な施策を整理 ○平成 19 年度には、「かながわ教育ビジョン」の策定と推進 ※心ふれあう3つの運動の推進をはじめ、教育ビジョンに基づく新たな教育施策・事業の展開 【教育にかかわる主な取組み】 ○「神奈川県立高等学校の転入学・編入学の取扱について」、県立高等学校長に通知(積極的な理由に基づく進路変更による転・編入学機会の拡大)(H12) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正(県立学校に事故防止会議の設置を義務づけ)の施行(H13) ○県立教育センターにカリキュラム開発センターの設置(H13) ○県立総合教育センターの設置(H14) ※県立教育センターと県立第二教育センターを改編・統合 ○全県立学校に学校評議員制度の導入、第 26 回全国高等学校総合文化祭神奈川大会の開催(H14) ○県立学校職員に向けて「教職員の新たな人事評価システム」の実施、教職員の 10 年経験者研修、5 年間の英語教員指導力向上研修の実施(H15) ○県立近代美術館葉山館の開館(H15) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正(学校評価及び公表の制度化)の施行(H16) ※平成 16 年度より、全県立学校に「学校評価システム」導入 ○神奈川県立の高等学校通学区区域規則の廃止(学区撤廃)(H17) ○「県立高校改革推進計画 後期実施計画」の策定 (H17) ○神奈川県教育庁を神奈川県教育局と改称し、組織改正(H17) ○「生徒による授業評価」を全県立高等学校で本格実施(H17) ○かながわの教育ビジョン策定に向けてのアピール「かながわ人づくり宣言」(かながわ人づくりフォーラムにて)の表明 (H17) ○かながわ人づくりフォーラム・ワークショップの開催(H18) ※教育ビジョンづくりに向けた県民との協働・連携による取組み ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正(県立学校に分掌組織、総括教諭、企画会議の設置)の施行(H18) ○高校生ボランティアセンターの開設(かながわ県民センター内)(H18) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正(副校長の設置)の施行(H19) ○『かながわ教育ビジョンー心ふれあう しなやかな 人づくりー』(冊子)及び概要版の作成・配布(H19)		

	平成 12 年	〈新しい時代にふさわしい教育、豊かな人間性の育成〉	平成 19 年
国の教育動向	【背景】 ○冷戦構造の崩壊、経済社会のグローバル化、いじめ・不登校・学級崩壊・凶悪な青少年犯罪の続発、行き過ぎた平等主義による教育の画一化、時代の流れに取り残されつつある教育システムの改革 ○省庁再編による文部科学省の発足(H13) ※文部省と科学技術庁を統合再編 ○科学技術の進歩や少子高齢化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題が生じる中で、創意工夫を生かした具体的施策に取り組み、信頼に根ざした学校づくりの促進や教育に携わる者の意識改革を進めるなど、教育の新時代を切り拓くことへの期待感の高まり 【教育にかかわる主な取組み】 ○教育改革国民会議の発足(H12) ○学校教育法施行規則の一部改正(民間人等校長・教頭の登用、学校評議員制度の導入、校長の補助機関としての職員会議の位置づけ)(H12) ○教育職員免許法の一部改正(教科「情報」「福祉」の新設に伴い)(H12) ○教育改革国民会議の答申(H12) ※人間性豊かな日本人の育成をはじめ、新しい時代にふさわしい教育基本法の見直し等を「教育を変える 17 の提案」として報告 ○子育てサポーターの配置等の子育て支援ネットワークの充実(H12) ○文部科学省、「21 世紀教育新生プラン」の策定(H13) ※確かな学力と豊かな心の育成、信頼される学校づくり、奉仕・体験活動の推進等 ○文部科学省、「幼児教育振興プログラム」の策定(H13) ○文部科学省、「確かな学力の向上のための 2002 アピール『学びのすすめ』」の発表(H14) ○小・中学校等の設置基準の施行(学校評価の努力義務と情報の積極的な提供等)(H14) ○完全学校週 5 日制の実施、文部科学省が全国の小・中学生に「心のノート」の配布(H14) ○構造改革特別区域法の公布(H14) ※教育特区を生かした保護者や地域住民等のニーズに応じた教育への挑戦 ○文部科学省、「人間力戦略ビジョン」の公表、「新子どもプラン」の策定(H14) ○小・中・高等学校、盲・聾・養護学校の「学習指導要領」の一部改正(H15) ○文部科学省、「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」の発表、「子どもの居場所づくりの新プラン」のスタート(H16) ※「放課後子どもプラン」(H19) ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(コミュニティ・スクール＝学校運営協議会の設置)(H16) ○義務教育諸学校に栄養教諭の設置(H17) ○文部科学省、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」の策定(H18) 「スポーツ振興基本計画」の改訂(H18) ※新たな政策課題の一つに「子どもの体力の向上」を付加 ○教育再生会議の発足(H18) ○改正教育基本法の公布・施行(H18) ○「盲・聾・養護学校」の制度から「特別支援学校」の制度への転換(学校教育法等の一部改正の施行)(H19) ○平成 19 年度全国学力・学習状況調査の実施(H19) ○教育3法(学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法)の改正(H19)		

